

今月のテーマ

浅田訴訟の経過と 勝利の意義と課題

■浅田訴訟の経過

2013年2月13日、脳性まひで手足に重度の障害のある浅田達雄さんは、岡山市より12日付けの「介護給付等不支給（却下）決定通知書」を受け取りました。65歳の誕生日の3日前に届いたこの処分を、彼は「岡山市に死ねと言われた」と障害者の生活と権利を守る岡山県連絡協議会（略称障闘連）の仲間に訴え、仲間の励ましを受けて「理不尽で、わけのわからん岡山市の処分は、自分だけの問題ではない。絶対許せない」と闘う決意を固めました。後日、結成された「浅田達雄さんを支援する会」の支援を受けて、本格的に岡山の処分取消を求めて提訴の準備を開始します。

1・審査請求と介護保険申請
闘いは、2月15日、障闘連の呼びかけで18団体と2人の個人が「処分に抗議し処分取消を求め」要望書を持参して障害福祉課を訪れ手渡し、岡山市との闘いが始まりしました。

2月18日「提訴予告」の記者会見、2月28日、3月5日、労組・民主団体をめぐり支援団体加入の訴えと介護体維持のカンパ要請の活動を急ピッチで展開します。

3月19日、長期戦を覚悟した浅田さん、介護保険を申請。自らの信念に反して、介護保険の申請を強いられ、自分の生存のために不可欠な介護給付を受けるために一割自己負担を余儀なくされました。

3月27日、処分の決定の取消を求める異議申し立ての審査請求書

を県知事宛に提出しました。
2・岡山市の詐欺的な処分更新と処分の本質

4月8日、重度訪問介護却下処分の内、移動介護の却下を2月15日に遡って取り消す通知は、詐欺同様な手口で欺瞞による処分の見直しの第一段でした。併せて岡山市は、介護保険にない支援メニューを打ち切る7条違反を覆い隠すものでした。さらに、第二段の詐欺手法は、5月10日に要介護5の通知および福祉サービス143時間（内16時間移動介護）を2月15日に遡って支給するものでした。

4月11日、支援をする会主催の学習会を開催しました。この学習会で浅田さん処分の本質を①岡山市は障害者福祉に金を使わないという長年の習性で、いとも簡単に「死ぬ」の処分を行った。②浅田さんの生活を一切無視して障害者自立支援法（以下支援法）7条をねじ曲げて解釈してなおかつ厚労省通達を無視して「介護保険優先原則」を曲解したものであることを共通理解しました。

*
7月3日、審査庁岡山県知事は浅田さんの審査請求に裁決しました。

第一に（岡山市）原処分は法第7条の趣旨及び厚生労働省通知並びに法第22条の趣旨等から妥当性を欠き、不当なものであった」としましたが、第二で「原処分は、処分庁により既にその一部が取り消され、新たな支給決定」がされ、当庁において、新たな支給決定についての違法性又は不当性は、何ら違法又は不当な点は認められないとしました。岡山市の「詐欺的欺瞞の処分変更をよし」とする処分の不当性を否定するという裁決を行いました。

2013年9月19日、浅田さんは、岡山地方裁判所に「岡山市介護給付費等不支給（却下）決定」に対して処分取消を求め提訴しました。請求の趣旨は下記の通りです。

- 1) 岡山市長の決定を取り消す。
- 2) 却下当時の介護給付費支給決定をせよ。
- 3) 岡山市は原告に損害賠償金209万4037円を支払え。

■法廷内の闘い

11月27日、第1回口頭弁論書面です。原告浅田さんは、「①自らの信念と尊厳を傷つけられ、②自身の将来の生存について深刻な不安に脅かされ、③現実に日常生活上

【資料1】厚労省の平成26年調査（原告最終書面より）

(2) 調査結果
厚労省調査の結果は多岐にわたるが、本件の主たる争点と密接に係る部分は下記のとおりである。

- 記
ア 介護保険の申請勧奨に応じず、要介護認定等申請を行わないケースは、94の市区町村で発生していた。（甲44p6,2（2）項）
イ 上記94市町村は、「要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合」には、以下のとおり対応していた。（甲44p7,2（3）項）
A 障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う63市区町村（67.0%）
B 障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う15市区町村（16.0%）
C 障害福祉サービスの利用申請を却下する6市区町村（6.4%）
D 申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない5市区町村（5.3%）
E その他5市区町村（5.3%）

すなわち、被告が行ったように障害福祉サービス利用申請を却下している市区町村は、岡山市以外には5市区町村しかなく、岡山市を含めても全体の6.4%しかなかった。これに反し、78市区町村（全体の83.0%）は、支給決定期限を短く設定する市区町村も含め、申請に応じて障害福祉サービスの支給を行っていた。

また、65歳に達しても、「介護保険サービスでは適切な支援は困難と判断した」との理由により、介護保険サービスを利用せず障害福祉サービスのみを支給されている障害者が1,705人あった。

立支援給付と介護保険制度との運用関係について運用等実態調査（資料1）をもつて、反論し岡山市の「支援法7条は、縛束法」を打破しました。

2016年10月12日の第18回口頭弁論で証人尋問が行われました。被告側の澤岡証人尋問（当時の福祉事務所長）は、岡山市障害福祉課の田中康広課長（当時）と

協議し、独善的な支援法7条解釈で浅田さんをはじめ市内の重度障害者に押しつけ、福祉サービスをいかに削るかを簡単におこなっている様を吐露しました。

■全面勝訴「不当処分なく違法処分」

2018年3月14日、判決は「岡山市長による平成25年2月12日付けの原告に対する介護給付費不支給決定（後日の変更部分を除き）を取り消す」など全面的に原告の主張を取り入れ浅田さんのまっとうなねがいに応えました。

全面勝訴の意義は、なにより①重度障害者のまっとうなねがいを司法がきちんと受け止めたこと、②浅田さんが「仲間の65歳問題の

解決に介護保険を拒否し、支援法による介護だけの道を開いたことであり、介護を受ける権利を生存権の権利の一つとして確立させたこと、③アベノミクスの社会保障削減に障害者福祉分野で歯止めをかける一つの砦を築いたこと、④岡山市のいびつな障害者福祉施策と根底にある差別的障害者観を改善させる大きな一歩を踏み出す弾みをつけたことです。

以上のことから今後の課題は引き続き法廷内外の闘いを大きくし、控訴を取り下げさせる運動の強化と、高裁完全勝訴に控訴棄却の判決を得るべき最大限の運動が求められています。

この訴訟で、見えてきたことは、岡山市の福祉行政集団は、いびつな障害者福祉観をもつ集団であることです。基本的な人権尊重の権利行使が、全国最低レベルにある岡山市の障害福祉を全国平均並みの行政集団に発達させることが、岡山の障害者運動の試金石であり、緊急かつ重要課題です。裁判勝利がこの課題解決に大きな力をあたえてくれると考えています。

吉野一正（よしの かずまさ）

浅田達雄さんを支援する会